

神奈川県森林組合連合会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県森林組合連合会（以下「本会」という。）の事業遂行に関連して、取扱う個人情報の適切な管理を実施するにあたり、個人情報保護に係る基本事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員及び職員（一般役職員、嘱託職員、アルバイト、派遣労働者等を含む）（以下「役職員」という）に対して適用する。また、個人情報を扱う業務を外部委託する場合もこの規程の目的とするところに従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

2 役職員は、本会の業務に従事するに当り、個人情報保護法、神奈川県個人情報保護条例、本規程及びその他個人情報に関する本会の諸規程等を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この規程で用いる主な用語の定義は、以下による。

個人情報	本会が業務を遂行するために、個人又は団体から得た生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、性別、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
特定個人	一定の情報によって識別される、又は識別され得る個人
管理者	本会代表者によって指名されたものであって、この規程の実施及び運用に関する責任と権限を持つ者
受領者	個人情報の提供を受ける団体又は個人
利用	本会内で個人情報を処理すること
提供	本会以外の個人又は団体に、自ら保有する個人情報を利用可能にすること（委託、第三者提供、共同利用）

(個人情報の収集に関する措置)

第4条 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。また、収集は適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

(個人情報の利用及び提供)

第5条 個人情報の利用及び提供は、特定個人が同意を与えた利用目的の範囲内で行なわなければならない。なお、法令の規程による場合及び特定個人や第三者の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合は、特定個人の同意を必要としない。

2 法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供してはならない。

3 グループによる共同利用の場合、共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、予め本人に通知、又は本人が容易に知り得る状況におくものとする。

(個人情報の適正管理義務)

第6条 本会は個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス又は個人情報の盗難、紛失、破壊、改ざん、漏洩等）に対して、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 不要及び所定の保存期間が終了となった個人情報は、適正な方法によって破棄又は消去するものとする。

3 個人情報、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の秘密保持に関する役職員の責務)

第6条 個人情報に関する収集、利用、提供又は委託処理等、個人情報を取扱う役職員は、この規程に定める事項に従い、個人情報の秘密保持に十分注意を払って業務を行うものとする。その職を辞した場合も同様とする。

(個人情報の委託処理等に関する措置)

第7条 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合、委託業務目的外の使用及び複製の禁止、秘密保持、作業状況の確認等について委託契約書に定める等、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報に関する特定個人の権利)

第8条 本会は、特定個人から自己の情報について開示を求められた場合、個人を確認の上、合理的な期間内にこれに応じなければならない。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、これに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

2 前項に関わらず、次の場合には開示請求に応じない。

(1) 法令により、本人への開示が不相当と認められたとき

(2) 本人からの照会に合理的な理由の明示がなく、それらに応じることで著しく業務に支障が生じるおそれがあるとき

3 保有している個人情報について、特定個人から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく権限の行使による開示請求等必要な場合については、この限りではない。

(管理責任者等の選任と責務)

第10条 本会会長は、個人情報の安全管理のため、個人情報管理責任者を1名定め、その管理責任業務を行わせるものとする。

2 本会会長は、個人情報を取扱う部門ごとに、それぞれ個人情報管理者を1名定め、管理責任業務を行わせるものとする。

3 個人情報管理者は、個人情報の保護に関して苦情や相談を受け付けるものとし、相談窓口の運営責任者は、個人情報管理責任者とする。

(報告義務)

第11条 本会の役職員は、法令及びこの規程を遵守し、事故及び法令違反となる行為を発見した場合、速やかに個人情報管理者へ報告しなければならない。

(研修の実施)

第12条 本会会長は、役職員に対し必要に応じて個人情報保護に関する所要の研修を行うものとする。

(罰則)

第13条 役職員が、故意又は重大な過失により本規程、個人情報保護法及びその他の個人情報保護に関する規程等に違反した場合、職員就業規則又は契約等により処分を行うとともに、本会に損害を与えた場合には、損害賠償を請求するものとする。

附則 この規程は、平成20年11月21日から施行する。

2 第10条別紙を一部改正し、平成23年4月1日から適用する。

3 第10条別紙を一部改正し、平成24年4月1日から適用する。